秋葉区 塩谷・割町

新潟市土砂災害ハザードマップ

図中の「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき設定されたものです。
土砂災害警戒区域では、土砂災害による危害のおそれがありますので、大雨などの際には早めの自主避難を心がけてください。

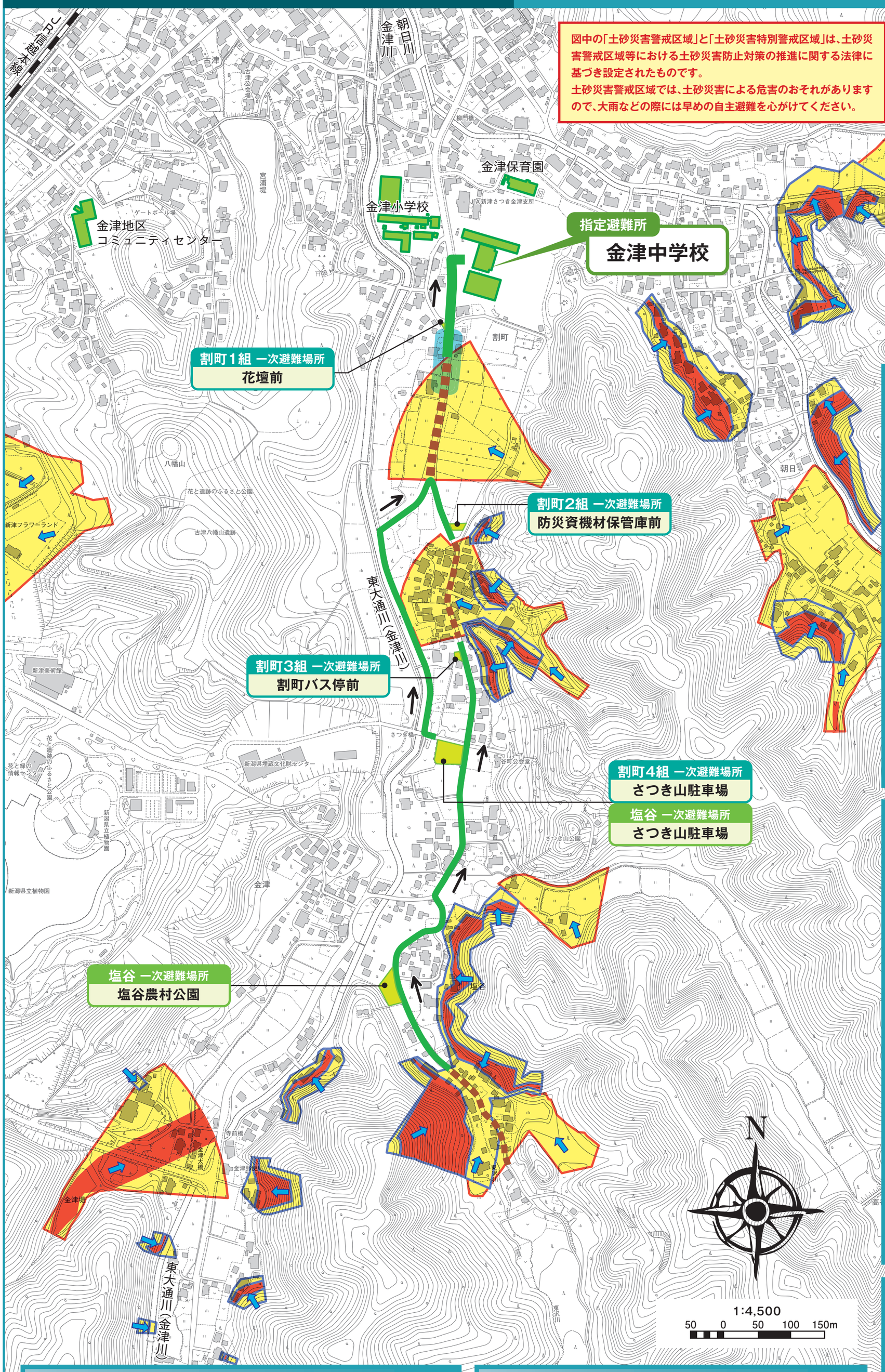

凡　例

- 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
- 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
- 土砂災害警戒区域（土石流）
- 土砂災害特別警戒区域（土石流）
- 指定避難所
- 地域の一次避難場所
- 避　難　路
- 避　難　路（危険区域内を通る避難路）
  がけ下を避難する場合はがけ崩れに注意しましょう!
- 避難時の要注意箇所（道路冠水のおそれあり）
- 土砂のおおよその移動方向

新潟県ホームページでの 土砂災害に関する情報提供

土砂災害警戒情報システムのホームページ

雨量に関する情報や土砂災害発生の危険度などを見る事が出来ます。

【パソコン】
http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/sabou/index.html

【スマートフォン】
新潟県公式アプリ「新潟県防災ナビ」による確認を推奨します。
二次元コードから新潟県防災ナビのホームページへアクセスできます。

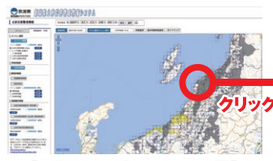

【土砂災害危険度メッシュ図】

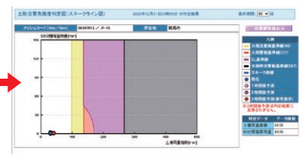

【土砂災害危険度判定図（スネークライン図）】

～土砂災害警戒情報とは～

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町村長が住民へ避難指示勧告等を適切に行えるように支援するとともに、住民自らの避難判断にも参考となるよう新潟県と気象庁が共同で発表する情報です。

豪雨時及び災害発生時の連絡方法

- 新潟市土木総務課 ↔ 新潟市危機対策課
- 新潟市消防局 秋葉消防署 TEL.0250-22-0175 ↔ 秋葉区地域総務課 秋葉区建設課 TEL.0250-23-1000
  - 【情報収集】
    - ●土砂災害前兆　●降雨状況
    - ●河川水位　●浸水被害
- 新潟市消防団 秋葉方面隊
- 自治会・町内会 自主防災会
- ◎広報車 ◎ラジオ・テレビ等 情報発信

通報　報告

住　民

- ●自らの身を守るために「日頃の備え」と「早めの避難」を心がけましょう。
- ●土砂災害の前兆現象を発見したら、避難するとともに区役所などへ連絡してください。
- ●気象情報などに注意し、自ら進んで情報を入手しましょう。

緊急時の連絡先

我が家の避難場所:

電話番号:

緊急時連絡先	電話番号

避難時のメモ

土砂災害とは

がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）

地中にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって斜面が崩れ落ちる。

前兆現象
- ●がけからの水がにごる
- ●がけに亀裂が入る
- ●小石がぱらぱら落ちてくる

土石流

山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって、一気に下流へと押し流される。

前兆現象
- ●山鳴りがする
- ●雨が降り続いているのに、川の水位が下がる
- ●急に川の水が濁り、流木が混ざっている

地すべり

斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する。

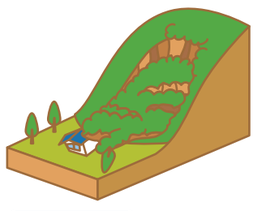

前兆現象
- ●地面に亀裂、段差ができる
- ●樹木が倒れる
- ●斜面から水がふき出す

避難情報の種類ととるべき行動

避難に関する情報は、状況の危険度に応じて発表されます。土砂災害から命を守るために避難情報に注意しましょう。

避難情報等	居住者等がとるべき行動
警戒レベル5 緊急安全確保 発令される状況：災害発生 又は切迫 （必ず発令される情報ではない）	命の危険 直ちに安全確保! ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。
～～～～～～～～～～ <警戒レベル4までに必ず避難!> ～～～～～～～～～～	
警戒レベル4 避 難 指 示 発令される状況：災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル3 高齢者等避難 発令される状況：災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

※立ち退き避難とは、指定緊急避難場所や近隣の安全な場所へ移動する避難行動のことです。「立ち退き避難」は、指定緊急避難場所に移動することが原則です。指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険なときは、近隣のより安全な場所や、より安全な建物等へ避難してください。さらに、外出することすら危険な場合には、屋内でもより安全な場所（がけから離れた部屋や2階など）へ移動してください。

指定緊急避難場所とは　切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ市が指定した施設や場所です。

避難所とは　土砂災害や地震等の災害により住居の倒壊、焼失などで住居を失った住民等を受入れ、保護するため、被災者が一定期間滞在する場所として、あらかじめ市が指定した施設です。

【この土砂災害ハザードマップに関するお問い合わせ先】

新潟市秋葉区役所 地域総務課 TEL.0250-23-1000

この地図は、新潟市の承認を得て、新潟市発行の2千5百分の1地形図を複製したものである。（承認番号）平成26年 新都第714号の2